

<p style="text-align: center;">改 正</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（準用）</p> <p>第十条の十五の六（略）</p> <p>（委員の任期の基準）</p> <p>第十条の十五の七 法第八十三条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 委員の任期は、二年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。</p> <p>二 委員は、再任されることができると。</p> <p>三 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。</p> <p>（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）</p> <p>第十条の十六（略）</p>	<p>（準用）</p> <p>第十条の十五の六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）</p> <p>第十条の十六（略）</p>